

経営・技術委員会

- ◇日 時 6月24日(火)19:30~22:30
◇場 所 『和風居酒屋 魯山』(笛吹市)
◇参 加 者 大柴委員・深沢委員(甲府西)、丸龍委員・伊藤委員(甲府南) 杉野委員(市川)、若林委員(南巨摩北) 羽田委員・渡邊委員(岳麓)、細田委員長(都留)
◇審議内容 1) 今後の経営・技術委員会の活動内容(講演会・研修会内容)について
2) その他

=お知らせ=

軽自動車検査協会からのお知らせ

**スピードメータ検査時の申告方法を
パッシングから「ボタン」へ
変更します**

変更日以降は全車両「ボタン」による申告になります。

変更日：令和7年10月1日

他事務所・支所においても令和7年度に順次ボタンによる申告に変更していきます。
ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。



認証・指定関係法令改正について

国土交通省より自動車整備の事業規則についての見直しが行われ、次のとおりプレスリリースされたのでお知らせします。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



Press Release

令和7年7月8日
物流・自動車局
自動車整備課

これからも自動車を安心・安全に使用できる社会に向けて ～時代に合わせた整備事業規制のアップデート～

自動車整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、これからも日本全国どこでも自動車の整備を受け続けることができるよう、自動車整備の事業規制について必要な見直しを行います。

近年、進化し続ける自動運転等の先進安全技術に対応するため、自動車整備分野においても技術の高度化が進む一方、点検・整備を行う人材の減少が課題となっています。

国土交通省では、こうした環境の変化を踏まえ、事業者から広く困りごとを収集するとともに、課題の解決に向けて、対応策について関係者と検討を進めてまいりました。

これらを踏まえ、今般、以下の見直しを目的とした法令改正を行うとともに、今後も課題の解決に向け、必要な見直しを進めてまいります。

【見直し内容】 * それぞれの概要については整備振興会ホームページをご覧ください。

1. 認証工場の機器要件の見直し
2. 指定工場（大型）の最低工員数の緩和
3. 自動運転車の検査員要件の強化
4. 自動車整備士資格の実務経験年数の短縮
5. 「電子」点検整備記録簿の解禁
6. オンライン研修・講習の解禁
7. スキャンツール等による点検可能範囲の拡大

※ 詳しくは山梨県自動車整備振興会ホームページのお知らせ欄、「認証・指定関係法令改正について」をご覧ください。

山梨事務所検査上屋 2コース 検査機器老朽更新工事について (お知らせ)

日頃より、自動車技術総合機構の検査業務にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
関東検査部山梨事務所におきまして、検査機器の更新等を行うため、下記のとおり工事を
行うこととなりました。

工事期間中、施設ご利用の皆様方には大変ご迷惑をお掛けすることになりますが、ご理解
とご協力をお願い致します。

記

工事名：山梨事務所検査上屋 2コース老朽更新工事

工事範囲：山梨事務所検査コース〔2コース全域他〕

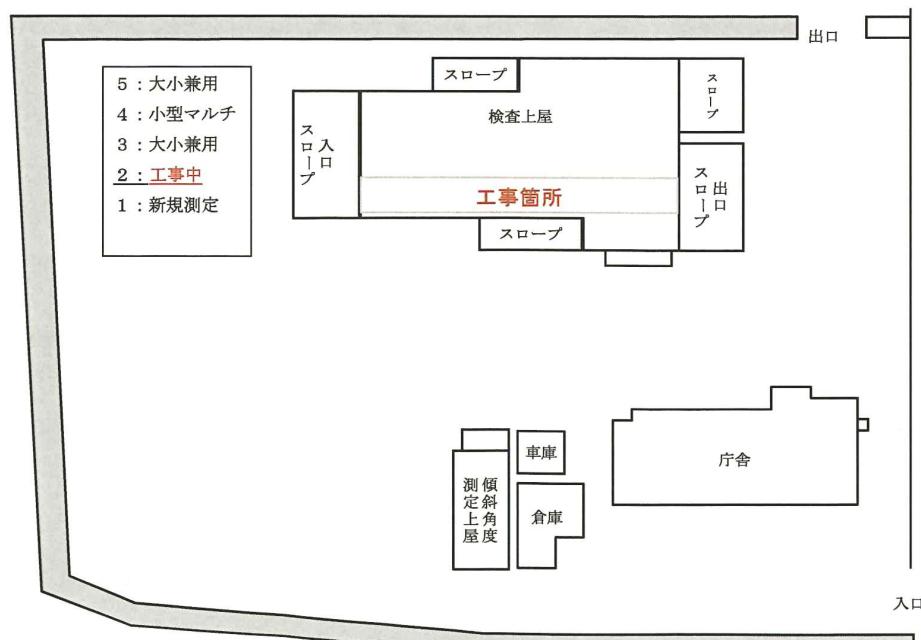
工事期間：令和7年10月初め～令和8年1月末予定

(※工事開始時期及び工事進捗状況により期間延長の可能性があります。)

工事概要：2コース検査機器の老朽更新及び付帯工事を行う。

工事期間中の留意点

- 受検の際は、担当者の指示に従ってください。
- 構内の混雑が予想されますので、駐車場以外（検査コース待機場所等）の駐車は固くお断り
します。
- 事故防止のため、構内においては通行帯を遵守し、徐行をお願いします。
- 更新工事が始まりますと非常に混雑することが予想されます。有効期間の2ヶ月前から
受検可能なので出来る限り早めの受検をお願いいたします。



- 安全確保のため、区画された工事区域及び資材置場への立ち入りは、固くお断りします。

独立行政法人自動車技術総合機構
関東検査部山梨事務所長

全国軽自動車協会連合会山梨事務所からのお知らせ

「軽自動車検査証返納確認書」

発行終了のお知らせ

当連合会では、一時使用中止返納届出（自動車検査証返納証明書交付申請）の際に所有者が返納を承諾していることを確認する書類として、『軽自動車検査証返納確認書』を発行しておりますが、この度、令和7年11月28日（金）をもちまして同書面の発行を終了することといたしました。

なお、同確認書は、令和7年11月28日までの間、返納時の流通確認書面としてではなく、「使用者であることを証する書面（譲渡証明書）」として発行いたします。

発行済みの同確認書は、翌12月1日（月）以降も引き続き、中古車新規検査申請の際に法令上必要な『使用者であることを証する書面（譲渡証明書）』としてご利用いただくことが可能となっております。

ご理解・ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

（一社）全国軽自動車協会連合会
山梨事務所